



筑紫女学園大学リポジット

史料紹介 品照寺文書
「寺・国 御触状写（五）」（明治三年）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 筑紫女学園大学 人間文化研究所 公開日: 2024-12-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鷺山, 智英 メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/2000042

史料紹介 品照寺文書

「寺・国 御触状写(五)」(明治三年)

鷺山 智英

『筑紫女学園大学人間文化研究所年報第三十三号』(二〇二三年・以下『三十三号』とする)に引き続き、品照寺文書から「寺・国 御触状写(五)」(以下「(五)」とする)を紹介する。「(五)」としているのは、表紙ではなく、裏表紙に「五」と記述されているからである。

『三十三号』は「御触状帳三」を紹介した。明治二(一八六九)年二月までの文書であった。「四」は欠けている。「(五)」は明治三(一六七〇)年六月付から明治四(一六七二)年六月十五日付の文書までである。従って明治二年三月から明治三年五月までの記録が不明である。

この「(五)」には、福岡藩に関するものとして、贖札事件に関連する件、無住寺院調査の件、年貢の件、浮浪の徒の探索の件、社寺の上知(土地)についての件、禄制改革に関して社寺の家頼(来)の勤続年数について調査の件、菊の紋不許可の通達、小倉鎮台と博多分宮、および佐賀藩兵出張の件、イギリス人キング牧師傷害事件の犯人捜索の件、質素儉約奨励、御陵墓の調査などである。

真宗教団に関するものとして、国恩講の件、学寮開設の件、東郡僧

侶三人の犯罪に対する処罰の件、僧侶が守るべき心得の件、法綱職新設の件、本山からの邪教予防の通達、宗門改に関する件、太政官よりの住職継目についての通達、寺院寮設置の件、一派寺院帳仕立の件、寺院内家族および拝領山田畑についての調査、いわゆる「難問十二題」の件、寺院風儀「取締方」設置の件、「法談規制」の件などである。新政府になり、宗教政策も猫の目のように刻々と変化している様子がよくわかる。

①司祭局の名称変更について

明治三年閏十月の文書に「司祭局改め社寺掛」とある。また明治四年六月には「社寺掛之号祭祀懸と被相改、且寺院請持をも兼務」するとしている。ちなみに明治三年閏十月には民部省の社寺掛は寺院寮と改制されている(明治三年閏十月二十日太政官布告第七五四)。

②贖札事件後の謹慎

明治三年、福岡藩は戊辰戦争の戦費支出などにより財政難に陥って

いた。その対策として贖札を造ることを考えつき、いわゆる「太政官札贖造事件」を引き起こす。発覚後、弾正台から藩の役人や町人が檢舉され、藩知事黒田長知も謹慎処分となった。その後藩政庁から同年七月付で、藩の役所も謹慎するとの通達が出された。それに伴い、司祭局からは「諸社祭礼指留」との指示が出されている（七月二十三日）。

寺院に対しても、「本門、片扉メ置可申事」「梵鐘、太鼓、当時遠慮可致事」「法座当時見合」「法事読経限り、飲食不相成候事」などと指示されている（七月）。九月になると、真宗寺院では表門は開けたり、法座は小人数で、また小声での法話は差し支えないなど、独自に申し合わせている（九月六日）。

③宗門改めに関する事

明治三年九月の本山から筑前国末寺に宛てた文書には、「宗判」は廃止にはならないと伝えている。その後明治四年四月二十七日の民事懸役所から大庄屋に宛てた文書では、これまで宗旨役所に住職が出向いて書類を改め奥印をしていたが、その必要はないとしている。書類は大庄屋が責任を以て取り揃えることになった。ついには同年十月には「宗門人別帳」は廃止されることになる（明治四年十月三日大蔵省第七〇）。

④学寮開設と春秋講会

明治三年閏十月には「学寮」が開催されるという通達が出されている。期間は七日間である。例年春講、秋講と一年間に二度の学習会が開催されているが、この年は秋講は必要ないとしている。

また、当年は住職は十日、そのほかは四十五日の出席を求めている。次年からの一年間の出席については、住職は三十日とし、跡継ぎや二

三男などは半年以上としている。

さらに、明治四年五月の「口達」には、春秋講会に理由なく欠席したものについては、過銀および五十日の禁足を申しつけるとしている。非常に厳しい処置であるが、それだけ僧侶の修学については力を入れていることがわかる。同時期の「法談規制」には「邪教御禁遏」との項目が挙げられており、門徒がキリスト教に陥らないように僧侶が修学を深め、教導していく必要があるとして厳しくしていたのであろう。福岡藩においては萬行寺住職七里恒順が明治元年に僧侶の修学に寄与したとして本山から褒賞されており、恒順をリーダーとして護法と排耶を目的として修学を推し進めている。

⑤国恩講

国恩講は毎月定期的で開催されていた。人選された唱導師により勤められ、賽銭等は非常の際に使用するものとして全額積み立てた。講の経費は会場の寺が負担していた。明治三年七月には国恩講溜り金の取り調べがあり、「千両高二合七度」との記述がある。

翻刻に当たっては、漢字は基本的に常用漢字を使用し、変体仮名は通常の仮名に直したが、江（え・へ）についてはそのままに示した。判読できない文字は■とした。また、敬意を表す欠字・平出は1字空白とし、平出については（平出）と傍注を付した。

翻刻に際し八嶋義之氏（筑紫女学園大学人間文化研究所客員研究員）の協力を得た。

(表紙)

寺国 御触状写

御本山御達書写

一筆致敬達候、先以^(平也)兩御門跡様益御機嫌能為成御座可為御大慶候、然
は方今之形態何時如何体之号令有之候哉も難計、其節ニ至り決て輕率暴
動、人民煽惑、国乱を醸し候様之儀無之、随分穩順ニ命令を奉し、其上ニ
て歎願可致事件は、篤と勘考修理情実致貫徹候様、御末寺は勿論門徒之
面々愚昧の輩迄も心得違無之様、兼て慇懃ニ教諭可被致置候、右可申達如
此御座候、恐々謹言

午六月七日

御用番

上原数馬

触頭当

右之通り御達被 仰付候得は、此御趣意深奉敬承、如何体之儀^(平也)上^レ被
仰聞候共穩順ニ命を奉し、其上ニて歎願之儀は拙寺共^レ如何様ニも相成丈
可致候、必動揺氣立候様之儀堅無之様可被相心得、此段肝要之事ニ候、平
生之教導は人倫五常之道を論、人氣穩ニ相成、報国之志ニ相成候様乍申
論、寺々并門徒動揺氣立候様之振合有之候ては、教導と相違致し、難相立
事ニ押移候条重畳勘弁可有之候事

触頭中

七月

触次中

御使僧御入込前二候間、無等閑郡次廻達有之、郡内不洩様可被相達候事

郡々触次

御触状写

今般彈正台御役々御出張ニ相成、当藩會計掛り役々之内謹慎被 仰付、其
外町家之者共御召捕ニ相成候、畢竟右等之事件ニ立至り候も、知事様初御
不行届之次第二付、御謹慎被 仰上、正権大小参事并藩政庁、鑑察局、司
計局、家職役々よりも同様謹慎申上候条、此段為心得 御藩中一統可被相
達候事

七月

藩政庁

別紙之通り被相達候条、可被得其意候、就ては諸社祭礼指留候、万事物靜
ニ致し候様可被相心得候、右之趣配下中へも無洩落様至急可被相達候、以
上

司祭局

七月廿三日

右御触之趣可被得其意候事

一來ル八月三日司祭局より調子之御用有之候条、触次壹ヶ寺三日四ツ時迄ニ
年番所之可被罷出候、此段相違候事

年番所

七月

触次中

△
覚

別紙之通り無住の寺院申出之分取調子、左之通り

一 寺地有無之事

寺地無之と云ハ村一同ニ相成候哉、跡無之と申儀は立かたく

但、寺跡計之分共ニ

一 何ヶ寺無住ニ候哉申出

一 無住地之分昨年迄之旦家之數と、当年旦家之數、軒数取調子之事

一 寺院帳ニ書上無之菴室取調子之事

村々小家ニ佛像等安置有之僧居住之分、住職有無ニ不拘寺々

一 統書上之事

御家中 何軒

町家 何軒

百姓 何軒

医者 山伏 座頭 盲僧 惣て生業異分仕分之事

一 小寺ニて合寺ニ相成候ても指支無之分取調子之事

但、住職有之寺たり共、合寺ニ相成指支無之分は取調子可申上之事

七月

一 演達趣意書

国恩講溜り金取調子、別志ハ官職門徒ニ不拘隨意

尤、千両高二合七度事

一 八月十日限り現金納

一旦家勸財堅致間敷事

一出方法中記帳為致可申事

一 学寮別志、来三月迄延引之事

説諭意得

一 此度大事件ニ付風説取沙汰等決て致間敷ハ勿論、且家之内意得違之向は有

之候ては、甚夕不都合の儀ニ付、御国恩之儀ハ本分別て近來御事繁、且救

育之御仁恵等弥奉感裁、御謹慎被 仰上候ニ付てハ、御国民 皆々衰戚ヲ

同ふすへき道理、精々論解致し、人氣動揺無之様尽力可致事

七月

謹慎条目

一本門、片扉メ置可申事

一本堂、庫裏ハ前条ニ準シ精々取締可申候事

一 梵鐘、太鼓、当時遠慮可致事

但シ喚鐘、沙張、鑿等ハ小音ニ可致候事

一 法座當時見合、但し法話ハ差向き限り

一月並会日當時取止之事

一旦家法事読経限り、飲食堅不相成候事

判任已下一統心得方

一 音曲不相成事

一 祝会は勿論、酒宴ケ間敷儀不相成事

一 漁獵不相成事

一 遠近在々罷越候儀不相成事

一 士卒族共要用之外ハ猥りニ他行并多人數ハ行徘徊等之儀不相成事

一 猥りニ多人數打寄候様之儀不相成候事

一 調陣は練兵所之外不相成、勿論途中行軍等ハ不相成事

一 砲術稽古は後浜之外射場等悉皆不相成事

一 御両館并修猷館之外文武稽古等不相成候事

七月

一 筆申触候、然は當時勢ニ付ては、御本山を始御台所平出、御門、又は御間内

御メ切、御取締ニ相成候、御藩中大臣之御方々を始、間内解除又ハメ切御

取締之御時節、寺院計りは迄之通りニては不相濟、右ニ付庫裏又は座敷格

別人用無之間処は解除、又はメ切取締之模様相頭候様可被致置候事

午七月

年番役所

△印ノ処ヨリ上迄ハ嚴淨寺ニて写ス

証文之事

一金百五拾兩ハ

利

右は其寺為祠堂被相納候処無相違候、依之毎年十二月ニ至、利分計可相渡候、為後年証文、如件

但、無抛入用有之節は其子細前広申候ハ、取調子候上元金可相渡候事

寺社役所

慶応三年卯八月

下座郡三奈木村

品照寺

右は入用ニ非スト云ヘトモ、此節御下ケニ相成候ニ付、此証文ハ

指上申候間、写置モノ也

一 筆申触候、此節一派申合謹慎ケ条之内、表門片扉閉候儀、相開可申候、

尤是迄之通り謹慎之心得可有之候事

一月並法座之儀、小人数ニ候は小声法語之儀は指支有間敷候、平常同様之心

得ニては相濟候、尤謹慎第一ニ可被相心得候事

年番所

九月六日

御布告之趣被得其意、以刻付回達、触留分局之可被指返候

司祭局

九月五日

此節拝領老作被召上、当秋は従前収納高三ヶ一上納被仰付候条、上納方平
働左之通り取計ニ相成候様、御藩中一統可致布告旨被仰出候事

司祭局

午九月

正権小参事

一反別米・大豆、定めニ相成居候分は其三ヶ一上納之事

一年々毛上見取ニ被致収納来り候分ハ、是迄之通り取計、右見取米之三ヶ一
上納之事

一塩浜并蓮根作其外郡方反別銀上納ニ相極メ居候分は、矢張極め前之三ヶ一
銀上納之事

一右上納米・大豆銀高、当九月廿九日限り堅く司計局え書出置可申事

一榎畠ニ相成、近々榎実所務致し来ル分は、当季代銀之三ヶ一申出十一月限
り上納之事

一米・大豆は郡々方角ニ寄、鑑庫曹又は若松大行司横浜ニて、当十一月限り

当人々納メ証拠を以堅直上納之事

一大豆は代米・代銀之間勝手次第、尤代銀上納は御掛札直段を以鑑庫曹え、

当人より納メ証拠相済、判屋包ニて上納之事

一反別上納之分は、是又鑑倉曹え右同断

一老作田畠之内洪水等ニて荒切、又は川辺ニて地床ニ致、流失所務無之分は

其次第司計局え申出之事

一荒畠山ニ相成、竹木生茂居候分は右同断

一江戸苦勞銀は勿論上納分ニ不及候事

一老作百姓当秋収納相済候上は不残村判ニ指加候条、男女別歳名等書付を

以、掛り司民曹え引付可申事

一拝領山被召上、更ニ御預リニ相成候ニ付ては、坪銀上納之儀追て司民局々
見分之上、土地之善悪、都市之遠近、彼是校量之上位級相極メ、上納方相
違候条、其旨相心得可申事

一今程伐払願済之分は勝手次第伐払可申事

一預山打替之分は伐払之儀是迄之手数通り相願、伐立候儀勝手次第第二候事

但従前自分納之面々たり共、已後相願手筋え見分指支無之候ハ、伐払之事

一上出之内漁場(野)相領と唱へ、以前々留川致し来り候向間ニは有之、御改革已
後留川相引上、且前々拝領山預山ニ被 仰付候儀ニ付、自他山猥りニ入込

候儀も指支無之候事

一御藩中并社寺領、郡々海付沢地、或空地開墾御免被 仰付置、土地引渡居

候分、開立未不調、其俣ニ打過居場所も不少哉ニ相聞へ候、右等之分は此

節拝領老作被召上、準悉皆御引上ニ相成候事

又右司計局届ケ相済候は届面写局え可被指出候、已上

但シ謹慎ニ付戸閉候分も相開候て可然事

達書

触頭中

御改正掛中

御末寺中

九州は海陸遼遠之境ニて、各寺登京拜礼等之儀も行届兼、且又御本山々
毎々被 仰出候御沙汰之次第も、別国ニ於て遅速一準ならず、不都合之至

二候、依之其国々々より一二ヶ寺ツ、御用弁相立候人体、国内ニテ衆評精

選之上年々交代を以相結^(書カ)候様有之度候、右之規律相立候上は非常之千件、其外諸伺、諸上納等之儀、其国々々々在京結^(書カ)合之者え差登し、精々相働無滞可令弁達候、左候ハ、上下一体之御趣意も貫通、永久護持之基礎共相成可申候条被得其意、一同抽丹誠^(平也)御用弁相成候様厚心配可有之旨被仰出候、依て此段申達候也

御用番

上原教馬 在印

庚午八月

一筆申達候、兼て達置候学寮開講、閏十月三日分七日之間

一出席之儀は十ヶ寺之処二四ヶ寺以上堅出方之事

但、出方致度心得之向は定二不限出席可有之、猶又新發意・二三男等は

悉皆出方之事、尤年齢十七歳以上二候事、其余は制外

一住職之面々は一ヶ年之内三十日出方、新發意・二三男は半年以上訖度^(書カ)結方

可有之段、兼て相達置候二付、当年は住職分十日出方、其余ハ四十五日堅

結^(書カ)方之事

但、御忌等二付無抛法用之向は願出候ハ、調子之上役前分差許可申事

一出方無之分は役前より過失申付之次第は急度相居り有之候間、其段兼て相

心得可被置候事

一例年之秋講は各郡共別段催二不及、右二付其宛り被逐勘弁、作法通り堅出

方可有之事

一講本、会本、先日相達置候通り二候事

一御殿分御達書到来候間、為心得相達候事

但、別紙写差添候事

一講師之儀は仏儒共先達之通二候事

十月十七日

年番役所

触次

触出

一此度御局分寺々住職、後住、二三男、弟子僧迄人数并二年齡、郡所御取調子二付書出之事

一郡内寺々之内住職分、養子二候ハ、其実家之郡所、寺号書出可有之、但後

住、弟子僧共同様之事

右閏月十日限申出之事

御触状写

一菊之御紋相用申間敷、兼て相達置候処、間二は未相用候者も有之歟二相

聞、不埒之事二候、以後何品二よらず、悉皆相用申間敷候事

十月

司祭局

右御触之趣被得其意、郡内不洩様急達可有之候事

年番所

御触状写

菊之^(書カ)御紋不相用旨、再々相達置候得共、未夕取除不申寺院等有之歟二

付、速二取除可申旨、配院之可被相達候、取除延引致し其俣二仕置二於て

は、可被仰付次第も有之二付、等閑無之、速二取除可被相達候也

司祭局改

社寺掛

閏十月廿九日

右御触之趣郡中可被相触候、以上

年番所

御触状写

近来浮浪之徒各所ニ潜伏、時々出没及暴行候ニ付、管内取押方嚴重手配ハ勿論、臨機兵威ヲ以可致処置、且右為取締彈台官天朝御達有之、右之末同処出張分も右浮浪之徒關係致し候者^{連方}逮捕候ハ、口上ハ勿論、其他聞込之廉も候ハ、相届候様御達有之候、右ニ付御管内猶又嚴重探索候様、手筋へ相達置候ニ付、此段一統為心得相達候、自然疑敷もの見当候ハ、早速其筋へ可申出候、万一致潜伏候者於有之は可処嚴科候事

右之趣御管轄中無遺漏可相達者也

福岡藩庁

午十二月

右之趣郡中早刻無洩落可被相触事

年番所

十二月

触次

今般於東郡僧侶三員被逐吟味候処、所犯之罪状不少ニ付、其身は被処^{ヤシカ}遠島候のみならず、所住之寺院ニケ寺は他寺ニ合併被致、猶後向御上え御厄介

筋無之様急度取締可致旨、其筋法網え被相達、誠ニ恐縮之至ニ候、総て仏

門之盛衰を大観すれば可悲歎は勿論ニハ候得共、別て一宗之状態を視察す

れば、患害未タ不及門内窃ニ喜悅なきニあらず、是全く無戒同塵之宗則な

れは禁令ニ触ル事少きか致す処なれば、去戊辰之春改正の規律相立候已

来、各郡之僧衆身を報国之際ニ忘れ心を護法之事ニ尽し、人我之見自然ニ

融し、旧染之弊自ら洗除して、二諦之宗風顕揚せしか致す処乎と隨喜感服

此事ニ候、然は前車之覆轍は後車之誠なれば、彼か違律を以て我規律を正

し、自ら策し、自ら勵し、不可踏其覆轍、況や彼が所犯之罪件、奸姪肉

食、尤も重き由不堪之難行、誠ニ可憐ニ付ては、吾 高祖師来世の時機を

徹監して、真俗ニ諦之鴻則を開き給ひしこと不可不感戴、幸ニ今彼之難行

を遁れて此恩海^⑧ニ俗し、何肉周妻之凡情を恣ニして、而も違律之咎なきを

も不喜、却て足る事を知らず、邪ニ非境に姪し、猥ニ不淨肉を食し、自ら

咎を政庁ニ得るのみならず、弘法之道場をして廢滅せしむるニ至らば、該

ニ云、恩ニ報ニ讐を以てするものなれば、実ニ祖門之大罪人也、依之今

三ヶ条を以て相達候間嚴重ニ取締有之度候者也

午霜月

一 従前之規則毫も不可違犯事

一 従前之通り勸財筋指留候ハ勿論、院号・居士号之褒貶等、結縁万事ニ付俗

人を誑し、財利を貪問敷事

一 各郡僧徒之内不律難見遁等有之乎、無之乎、取調子、有無共ニ十二月十日

限り堅く手許え可申出事

但シ人情ニ拘り姑息ニ流、其俣捨置、万一合寺等ニ押移り、御厄介筋引

出候ては一大事ニ付嚴重取調子有之度事

一 教導筋掟之説論專一と申事は国恩講相開候以來縷々相達、其後御本山御改正之御趣意も自然符号致し候ニ付ては、弥規則之通り相守可申之処、間ニは意得違、旧染ニは泥ミ翁媪ニ媚ひ、掟之教導等閑ニ相成候向も有之趣、慨懐之至ニ存候、向後右等之不都合無之様、触次策進方々御忌前ニ嚴重取締有之度事

一 御謹慎ニ付月並之会日も相弛候得共、自今従前ニ復シ、断然と取締可有之候事

一 寺役法用先大酒は向後飲食ニ不流様達置候得共、自然相弛之様推移りては不濟事候故、施主之難渋無之様如法ニ相勤可申候事

一 諸勝負賭之儀は仮初之戲事たり共、僧分ニ有之間敷筈ニ候得共、間ニハ法中ニも嫌疑有之向も有之哉ニ相聞候得ハ、蒙御答候てハ後悔も無註ニ付、博賭ハ勿論、囲碁・将碁等物々嫌疑ニ豆リ候類は悉皆相廢可有之事

一 寺院立行難相成候得は、合寺ハ必然之理候得は、破格之大儉相立、預用意有之度、尚当年ハ凶後之豊作ニ候得は別て相慎、奉加ケ間敷儀は一切相廢置候通り相守、會計ニ付不条理儀無之様、俗人々一際嚴重ニいたし度、尚老人之咎惣て祖門ニ及ひ候事故、互ニ相策勵して仏無欲之法ニ住し度候事

万行寺

午霜月

触次中

別紙口達

一 別紙両通再三誦誦いたし、趣意行届候様嚴重取締有之度候事

一 郡々官階割之數明細ニ書出可申事

一 御忌法談客僧乎、手勤乎、客僧候ハ、何某と申事書出可申候事

十一月

来未春講論題

広略相入

覈求其本

達書

当春来、御門跡様東京御参向被為在候御趣意は、天機御伺且勤王護法之儀ニ付、内外御辛勞被為在候処、從、天朝愚民邪路ニ不陷様預防之義、其宗門中教諭專要ニ可致旨御達有之候段、於、御門跡様深く御感戴之御事ニ候、是全く御門跡様報国護法之思召々厚く御尽力被為有候御実効之顯ニ候条、各難有可被奉感佩候、然ル処右邪教預防御実効之際不相立候ては、对朝廷御沙汰難被為濟候義は勿論、各ニ於ても素々僧分は四民之外ニ居シ、勤懲教諭之他は勤王職務無之処、幸ニ邪教預防之朝命を被為蒙候御事ニ候得は、其身之厓分を尽シ、兼々被仰出候法談之規則を相守、教導実効急度相頭候様尽力可有之候、猶又邪教預防ニ付ては宗判相弛候ては実効之指支ニ可相成、御一新之折柄ニ付宗判之儀御入念伺ニ相成候処、宗判之儀は於、天朝被廢候儀は無之旨御達有之候件ニ、弥以無等閑相心得、学業策進は勿論、行状謹慎如法ニ破邪顯正、報国之実効顯レ、真俗ニ諦御宗風日夜ニ増輝候様、門徒末々迄厚教諭可為專要旨被仰出候、依て此段申達候也

庚午九月

下間覚音房法印

下間新法印

嶋田正六位

上原馬数(マカ)

各在印

筑前国

院家衆中

内陣衆中

余間衆中

三間衆中

常末衆中

初中後衆中

飛檐衆中

次第袈裟衆中

国絹袈裟衆中

平僧衆中

惣門徒中

府藩県え御布告

寺院住職繼目等之儀二付、別紙之通り本寺・本山二御沙汰二相成候条、其旨相心得、管内寺院え可相達候事

太政官

庚午八月

諸寺院え御布告

寺院住職繼目等従来本寺・本山二於取扱来候処、自今管轄地方管え

一応懸合之上可取計候事

但シ住僧不行跡不正之儀等有之候筋は地方管え可及掛合候条、其

寺本山え人選進退可取計候事

大政官

午八月

達書

筑前国

御末寺中

御改正掛中

目附中

昇階末寺中

今般住職繼目之儀二付、別紙之通從 大政官仰出二付、従来住職繼目之節、国柄本寺証文を以御支配所御届二相成候向も有之候処、右仰出候ては自今住職繼目之節、諸国一円府藩地方本寺証文を以御届二相成候、就ては一寺住職分を善知識之御教諭御手伝相勤不輕職分二候得は、実子養子二不拘御宗則之通り自督安心之正不行状之善悪等、御本山二於テ篤くと御取糺之上非其器人体は住職御免無之候間、御難律通り堅く相守、向後幼年之節分行状謹慎学業深令勉励、真俗二諦之御教導急度出来候様相成候ハ、上京之上住職願出可有之候、尚又国柄国禁等二て実二無抛上京相成かたき向ハ、其国御改正掛目附并昇階之人体え、其国二於テ安心行状等入念取調、急度住職之人体候ハ、右検証一札相添出願可有之候、若不都合之檢

証有之後及露頭候ハ、嚴重御沙汰ニ可相成候、依て此段申達候也

別紙

午九月

下間覚音房法印

下間新法印

嶋田正六位

上原数馬

各在印

御触状写

今般寺院寮被置、追々御改正筋被仰出候条、各管ニ於て区々之處置致間敷候事

但、無祿無檀之寺院合併、自今本寺法類、寺且共故障有無詳細取調子書を以可伺出候事

庚午十二月

一諸寺官位住職等諸願執奏無之分は直々弁官え可指出旨御達ニ相成候処、自

今網(注釋)各其管轄地方官庁え可差出、其管庁可指出候事

大政官

庚午十二月

今般本寺・本山え別紙之通御沙汰ニ相成候条、各管轄之寺院え不洩様可相達候事

庚午十二月

大政官

近世寺院之宗規、日々寮乱本寺・本山と唱之者、或ハ積徳持戒之念慮リなく、門地尊大ニ押移り、随て末派之僧侶ニ至て糊口安逸を貪ルのみならず、甚敷は政教を害スル之徒有之趣、今般寺院寮設られ、宗規僧風を釐正ニ相成候条、今後銘々自反僧律を守り、文明維新之御主意を奉体可致旨被仰出候事

猶以無録無且寺院合併之儀、当月中差支有無可被申出者也

御布告之趣被得其意、配下中えも速ニ可被相達者也

二月九日

社寺掛

一諸国社寺由緒有無ニ不拘、朱印地除地等従前之通り被下置候処、各藩御奉還之末、社持のみ土地人民私ニ有之姿ニ相成、不相当之事ニ付、今度社寺領現在之境内を除之外、一般土地被仰付、追て相当禄制被相定、更ニ廩之木ヲ以可下賜事

但、午年収納ハ従前之通被下候事

一領知之外旧政府并旧領主等分米金寄附之分、依旧貫之通午年迄被下向も有之候処、来ル未年分被止候事

但、家禄之内を以寄附致候儀は別段之事

一上知之田畑百姓持地ニ無之、社寺ニても直作或ハ小作ニ預有之分、年貢・諸役百姓并ニ相勤ニ於ては従前之通、社寺ニて所持致シ不苦候事

但、地所ニ關係之事務ハ村役人指図可致事

右之通被仰出候条、府藩県ニ於て管内之社寺之可相違候事

之分、寺別無落年番所之可相納候事

一 今般社寺領一般上知之儀、別紙之通り被 仰出候ニ付、是迄支配致し候府藩県、土地更ニ管轄被仰付候事

但、高帳は追て可相渡候事

一 禄制御改革ニ付ては有録之社寺ニて、是迄召仕候譜代之家頼共三代以上、元給禄高二代以下勤年数二十ヶ年以上、五ヶ年以上、譜代新規等之差別ヲナシ、管轄府藩県ニ於て人別名取調子可指出事

但、一季抱之分ハ不及指出候事

庚午十二月

大政官

従 朝廷御布告之趣被得其意、配下中御判物拜領之向え、各々可被相違者也

二月

社寺掛

御触状別紙

一 廃寺・合寺ニ付、寺院判鑑異乱候ニ付、当三月中相改可被指出候、尤住職致シ候年月相分居候分ハ、肩書ニ致し月期無相違判形致し可被指出出者也

二月

社寺掛

右之通り御触被仰付候ニ付、各寺住職之年号月日、寺別取調子、寺号之上書付可被指出、猶又其郡触次役之寺も何年何月右役相受持候分も書付可被申候、右寺院帳新ニ認替ニ付出方無延引、二月廿九日迄ニ触次々其郡内

一 一派寺院帳社寺掛納分并年番所分、新帳仕立候ニ付ては来月、実は判鑑判形之為メ、惣郡寺別年番所出方可有之当前ニ候得共、出方度々大造ニ付、一郡寺別印判触次々取寄セ、三月十三日今十五日迄ニ出方、年番所ニて触次判形可有之、尤寺別証摺等印形無之指支候儀は印紙ニても調へ置可有之候、及延引候ては御掛差支ニ付、定日堅出方申達候事

右御触状其郡々々ニて入念写得有之、郡内不洩様急達可有之候事

二月

年番所

触次へ

御触状写

頭巾并ケット等ニて面体を隠し徘徊致し候者有之歟ニ付、先般不差立、右等之所行無之様相達置候処、決て不相濟事ニ候条、自今右等不体裁之儀無之様厳敷可相心得候事

但、老人・小児・病人之向は頭巾指免候得共、面体を隠し候義は不相成候事

^(左カ)右官之輩是迄苗字官苗字実名相署可申事

但、非役有位之輩同様、位苗字実名相署可申事

午十二月十二日

大政官

人相書

陸前国遠田郡浦谷村

甚九郎

一年齡四十三才 一中背にて太き方

一面体丸く色赤黒き方 一鼻並体

一眼口耳太き方 一眉毛薄き方

一齒並揃ヒ 唇厚き方

一言舌低く鼻懸ル

一半髪二ハ毛黒き方

一髪薄き方 一手足太き方

其節之着服、木綿紺綴之筒袖、半天、黒木綿、帯木綿紺、股引

右之者当午十月五日、養母とめと口論之上疵為負逃去り、後とめ相果、逆

罪之者二付各地方官ニ於て嚴重探索を遂ケ、見当り次第召捕、登米県え可

引渡事

庚午十二月

大政官

一天下三治一致之^(平出) 朝旨ニ依て藩制改革被 仰出、制服、軍服等追々布告ニ

相成居候ニ付、衣食住些細之制度、御藩ニ於て別段不立候、然れ若干之

藩檢支消を初メ藩賊之融通必至と差支居候段ハ、一統拝承罷在候通りニ

付、上下一致ニ質素節儉を旨とし、銘々覚悟筋嚴敷心得可申候、若分限忘

却いたし奢美ニ流れ候輩於有之は可為嚴科候事

右之通り一藩中可相達者也

福岡藩庁

未正月

右御触之趣被得其意、郡内不洩様可被相達候事

年番所

触次中

御触状写

近々陸軍少将四條殿為巡察使、再日田県え御下向之趣相達候、右二付^(平出) 御
通行道筋并市中御滞留御同勢え対シ、聊不敬僥略之儀無之は勿論、無謂流
言等不致様、嚴重相心得可申候、且又火之元別て入念可申事

福岡藩庁

未三月

右二付御本管下宿等、辻々ニ番兵出シ、立番相立候条、猥りニ博多内え入
込申間敷候、万一難差置用事有之、右場所通行之節は右番兵え名札差出
シ、何方え罷越と申儀相断可申候、尤夜中は必提灯相携可申候、右之趣は
家頼々々えも重畳相論置可申候事

杜寺掛

未三月

無籍脱走之輩、止宿為致候儀は先般も御布告ニ相成候末、今般^(平出) 四條少将
殿九州為巡察使御下向ニ相成候ニ付、無藩印并胡乱之者一宿たりとも為致
候輩、嚴重可被仰付候条、弥嚴重可相心得候事

杜寺掛

三月六日

御触状写

去秋拝領一作収納、三ヶ一上納不相濟面々も有之由、三ヶ一上納相濟、未相濟之御廉、夫々速ニ申出候様配下えも夫々可被相達者也

社寺掛

三月七日

右之趣被得其意、上納未相濟向有無、当月限り堅く申出之事

年番所

事 従^(平出) 天朝左之通り御調子ニ付、来ル廿五日無相違、年番所^(平出)え堅可被相納候

日限り堅可被相納候事

年番所

三月

触次

御触状之写

一府藩県管内ニ於て后・妃・皇子・皇女等 御陵墓有之候向、左之ヶ条之通り委詳取調、来ル十三日限り可申出事

大政官

辛未二月

覚

何郡何村何寺

人数之内

一何歳

隠居何

住職何

後住何

二男何

三男何

女

一何人 女ハ何人ニテ宜敷名元入用ナシ、右郡内寺別之分取集、触頭今納之事

一郡之内寺ニ寄り御寄附山・拝領山有之、右拝領山・御寄附山ニ寺今田又畠切開き作り居候寺有之候ハ、其切り開き坪数相改絵図委敷相認、同廿五

某陵墓

某国某郡某村

一兆城図面 但、大小之建物有之候ハ、書載儀勿論之事

一石碑・石塔・位牌類

一祭目 日敷

一社人・僧侶或ハ村方ニテ守護方等之區別

一古文書・点志敷、古老之遺説

一除地・田園・原田

御布告之趣配下え早々可被相達候事

四月

社寺掛

右御取調之^(平出) 御陵墓等有之哉、早速調子可被申出候事

御触状写

諸宗寺院之面々 宗旨改所へ出席致居候得共、当未年へ已来出席二不及、就右宗旨帳前判之節、奥判相仕舞候様一統へ可被相達候事

五月七日

社寺掛

右之趣被得其意、郡中一統可被相触候事

五月日

宗旨帳之儀は寺院へ指出、人別旦那之処二印判ハ勿論、奥書・寺号印判・法名・書判共二為相仕廻候て、此方へ可被指出候、以上

大庄屋元

五月

庄屋え当

口達

旧臘二十五日從^(平出)朝廷參州え左之通り被為有御達、近々諸国一般御沙汰二相成候趣、同州御末寺へ 御本山へ被致言上候由、報知有之候、右二就き御当藩えも追々御達も有之哉之処、臨其期不都合之儀有之候ては後悔無詮候へは、未然二其覚悟有之候様、新聞之次第急速布告致し置候者也

四月十二日

万行寺

触次中

仁法二教 神仏本迹

仏法国益 神明帰仏

鎮護国家 生死業感

三世因果 須弥有无

二法一雙 洋教新古

葬益无益 法事用勤

右十二ヶ条

別紙之通被^(平出)仰出候条、速二管内諸寺へ可達候也

庚午十二月二十五日

弁官

当二右十二題之中格別之儀論有之候向は、無遠慮急速 御本山へ建言有之度候事

從來宗旨改役所二において、寺院并盲僧共奥印相改来候得共、今後出席二不及候条、夫々嚴重大庄屋元へ取揃落印等無之様、点檢之上指出可有之候、尤寺院えは社寺掛へ達二相成候条、得其意触下村々えも為承知可被相達候也

民事懸役所

四月廿七日

大庄屋当

口達

諸宗改正被仰出候二付ては、寺門之内国憲二違し宗則二戻る輩有之時、僧徒へ言上無之内、外方へ訴訟於有之は、法綱并取締方迄も御咎被仰付候趣、御達二就ハ触次・策進方も同様、依其任第咎被申付候条、得其意、不

所業之輩有之節は無遲退断然可被申出候事

未五月 萬行寺

触次中

策進方中

口達

一 郡会之儀は遠郡ハ三ヶ月目、近郡ハ二ヶ月目出席、問答書以可申出候事、

自然致欠席候者呼出之上、相当罰申付候事

一 住職分は惣て不及問答者、右同様之事

一 二三男、儒学相励者、別儀之事

法頭中

未五月

触次中

策進方中

寺院法綱中

御藩中寺院取締方ニ付ては、当御時勢嚴重行届候様との御趣意を以て、現

行不行届ニ有之哉ニ相問候条、以来は他々言上無之、已前其懸として承不

致してハ、職掌難相立次第ニ付、各寺えも向後乞度励勉可有之候事

未四月

杜寺懸

奉願上口上之覚

方今御一新之折柄、諸宗寺院之風儀不宜ニ付、昨年来法綱職被為立、諸宗

夫々規則相立、慎方等之儀、拙僧トモ之重畳申論置候得共、尚以不相改向も問ニ有之、取締方現行不行届之段、蒙御示奉恐入候、依之以来諸宗寺院之内、以向寄取締方相立置、弥嚴重ニ取締仕、従来之弊習訖度為相改可申候、若シ向後不相用輩も有之節は、吟味上申出可仕候条、是迄不意得之所行有之向も、此節迄之処は格別之以 御慈悲、御用捨被仰付候ハ、重畳難有可奉存候、此段宜敷御聞通被 仰付可被為下候、以上

万行寺

勝立寺

金龍寺

少林寺

東長寺

福岡

御藩庁

従前之小科は用捨致シ候条、向後聊不如法之儀無之様重畳可申論候、若破戒之者於有之は、其身は勿論、法綱并取締えも各申付候条、訖度可相意得候事

取締名許可申出候事

辛未五月

改正規約

教導之役、宗意ヲ誤ラス、風化を裨ケ人ヲシテ節義ヲ磨砺セシムルニアリ、素何ソ利路ヲ開キ真乘ヲ辱ンヤ、況ヤ 皇政復古百廢並興ノ盛時ニ方

リ、縉紳、侯伯勤勞奮ナラス、若シ旧習ヲ艾除セスンハ何ヲ以テカ報國ノ
湏埃ニ擬セン、宜ク維新ノ 朝憲ヲ奉シ精誠以テ人心ヲ感動シ、忠孝節烈
ノ風ニ皈嚮スルノ稅論ヲ布クヘシ、サキニ法談規則ヲ制シ候テ、僧侶ニ戒
約ス、人コトニ一本ヲ座右ニ置キ、晨昏ニコレヲ省シテ韋絃ニ備ヘシ

一 法運ノ通塞ハ治化ノ隆替ニヨル、コレヲ譬ルニ唇齒ノ如ク皮毛ノ如シ、

諺ニ曰唇破テ齒寒シ、又曰皮ノ存セサル毛ハタ何てに付んと、故ニ仏子ノ
徒 皇道隆盛ノ日ハ人ヲ導クニ忠孝節義ヲモツテシ、以テ風化ノ万万ヲ助

ケ國家危急ノ秋ハ民庶ヲ諭シ、トモニ殉國ノ丹心ヲ抽テ 皇家ト存亡ヲ同
フスルヲ期スヘシ、苟クモ法ニ私シ、禍ヲ包藏シ、輕拳暴動ノ迹アルニ至

リテハ、事ヲ害スルニコト少ナカラス、仏祖ノ冥鑑上ニアリ、昭々乎タ
リ、畏レサルヘケンヤ、朝廷更メテ僧徒ノ為メニ、寺院制法ヲ立ツ、宜ク

是ヲ服膺シ、慎テ毫末モ犯スコト勿レ、苟モ典章ニ違反スルコトアラハ、
大ニ宗教ヲ辱ム、慎マサルヘケンヤ

一 耶蘇・天主ノ教國体ヲ紊リ彝倫ヲ數ルコト昭晰タリ、面シテ近年遐陬ノ地
浸染ノ徒既ニ數千ニ及ヒ、近畿ニ闖入セサルテ保ツヘからず、豈ニ坐視ニ
堪ニヤ、宜クカメテコレヲ闢キ、愚民ヲシテ惑溺ノ患ナカラシムヘシ

一 學風陵夷シ人材地ヲ払フ、今ノ時勢ニ方リ最モ遺憾ト謂ツヘシ、宜ク老少
トナリ右用ノ學ヲ覃研シ分ニ随テ其成器ヲ期スヘシ

一 僧ハ和合ヲ義トス、須ク偏少ノ私情ヲ離レ、公平ノ域ニ処シ、協心モテ患
難相救フヘシ、断トシテ鬪鬪ノ嘲ヲ招クコト勿レ

一 衣食ノ由来スル処、渾テ民庶ノ檀賑ニアラサルハナシ、飽煖ナラ恐ル、況
ンヤ奢侈自大ヲヤ、カメテ用度ヲ節ニシ冗費ヲ省キ妄ニ國賊ヲ消耗スルノ
諒ヲ得ル事勿レ

一 何肉周妻迹ヲ世俗ニ混スルト云ヘトモ、円顛方袍同仏子ニアラスヤ、若シ
形服ニ違フノ行アラハ何モテ白衣ノ模範タラン、自ラ省テ慎テ祖門ヲ辱ム
ルコト勿レ

一 小人ヲ逐斥シ君子ヲ登庸スルハ古今賢良ノ先トスル処ナリ、宜シク淑慝ヲ
判シ、黜陟ヲ明ニシ至當ノ処置候テ、勸懲ノ効ヲ奏スヘシ、若シ偏党私ヲ
挟マハ、賞罰當ヲ失シ、小人ヲシテ志ヲ得セシムルニ至ラン、須ク衆議ノ
許ス処ヲ以テ其ヲシテ汎濫ナカラシムヘシ

一 前來ノ条件命ヲ奉シテ、コレヲ制シ、以テ誠約ニ允ツ、若シ犯スモノアラ
ハ、^(指カ)シコトナク之ヲ糺サン

口達

一 過日法綱中御呼出ニテ別紙之通り御達ニ相成、誠ニ奉恐入候得共、衆議之
上奉歎願候処、則御付紙之通り御聞濟ニ相成候、就右 御藩庁之御意趣、
全旧弊ヲ一洗シ、真実之仏法御顯揚被為在度、御処分ト雖有奉感戴、速ニ
回護可有之、右御取締ニ付、於諸宗は問ニは肉妻之難制ニ苦む輩も可有之
乎ニ承リ及ひ候、然ルニ於 御一宗は末世相応之宗風、肉妻之憂も無之、
祖眼之徹監可奉仰事ニ候、或開、或遮シ、方便を以テ凡機之往生を決し人
倫之常典ニ契ハしめ玉ふ事、喜之中之喜ニあらずや、今外ニは戒律の難持
ニ苦むを見、内ニハ宗則之易守を知て、高祖之大悲大恩を仰き、七ヶ之条
約を以て、他之斷肉遮妻ニ換之思ひニ住せは定約之嚴なるも散て窮する
事有之間敷候間、旧弊を革め制度を醸し、教導之根基相固め、宗業を顕揚
して、以て 御藩庁之御取締之御趣意ニ順し候ハ、聊御國政之御裨補^(備)
ニも可相成 仏祖之隨喜も此上不可有候得は、此段深致依願度候事

未五月

法網 万行寺
触頭 徳栄寺

口達

此節取締方相立候上は諸宗見合、無隔意和合可有之、然ル上は且那請拵条
理相立候分は無違儀請拵可有之候、此段分て相達置候事

御触状写

右聞得有之、帰郡之上触次郡内え不洩様布告可有之候事
一 銀預五拾目札融通之分悉皆引替候条、所持之分五月廿五日〆八月中二銀会
所え持出引替可申候、融通不相成候条、此段相達候事

會計懸

小倉鎮台本営〆別紙之通り御達有之候条、為意得相達候、右二付、猶以委
細相達置候通り出張之官員并二兵隊え対し不敬粗忽之儀無之候様嚴重可相
心得候事

福岡藩庁

未五月

兼て御達有之候佐賀藩兵隊、来ル廿三日〆博多分営え到着有之候条、此段
為意得申入候事

小倉鎮台本営

未五月十九日

福岡藩

秋講二付

一 論題ハ八月中、郡々申合せ向寄にて、都合宜敷処申出有之候ハ、拙寺
共出役可致候間、延引無之申出候事、依之別段触達ハ不致、今日相達候事

年番所

今般從 大政官并兵部省、別紙之通り被仰付候条、右鎮台被為立候御旨趣
奉拝承、博多分営出張之官員ヲ始、隊え対シ、聊不敬之儀無之様、士族、
卒、諸民ニ至迄心得筋、精々可相達候、若不都合之筋於有之者、其者は勿
論支配方之可為越度事

右之趣至急可相達候事

辛未五月十日

福岡藩庁

兵備ハ治国要毎之基、方今之急務ニ候、依之今般輦轂之下ヲ始メ守衛^次警
備之事次第ニ御施設ニ相成、猶追々諸道ニ鎮台ヲ置キ、兵務ヲ編括シ、全
国保護被遊度思召ニ候条、先別紙之通、東西要地ニ於テ両鎮台ヲ被置候事

大政官

辛未

別紙

東山道鎮台

本営

石卷

分營 福島盛岡

西海道鎮台

本營 小倉

分營 博多

日田

右西鎮官内応援運輸之便地を撰ヒ、猶數ヶ所之兵備ヲ被設候事、今般西海道鎮台を被置候、就て博多分營之佐賀藩兵一大隊出張申付候間、為心得相達候也

辛未五月二日

兵部省

福岡藩

右御触之趣被得其意、郡中不洩可被相達候、福岡・博多出張之節、急度心得置可申事ニ候条、此段可被相心得候事

年番所

五月十八日

郡々触次中

条約

一宗門ノ規則相守リ、濫行は本ヨリ尊大、奢侈、遊惰等ノ悪弊ヲ蕩除シ、改正規約ニ依順シ、実効相立可申候事

一 例月ノ会日、兼テ規律相立置候通り、不懈修学、勉強可有之候事

但、無故欠席之徒ハ手許へ可申出候事

一 教導之役、宗門之至要ニ候得共、法談規則之通り堅く相守可申候事

一 国恩講ハ毎月定日相立、唱導師ハ人撰ニテ不欠ニ相勤可申事

但、其会之雜費ハ会所相弁、参銭等受納一切積立置、非常之用等可相備事

一 衣服之儀ハ御免之官服たり共、美麗之品ヲ不用、官服之外ハ一切綿服限

り、僧分、婦女、小兒惣て寺内ニ致住居候者、上着・下着ニ拘ラス門内、

門外ヲ問ハス、法衣下白無垢ニ至ル迄、綿服之外相用申間敷候事

附リ、金銀、鼈甲相用候髪飾ハ堅く禁止之事

但、水牛之笄并呉呂服之襟、袖口は制外たるへきもの也

一 飲食ハ平常儉約ハ勿論、年回等之節も酒は決て不相成、且法座後ニ精進揚

杯申儀ハ堅く停止之事

但、葬式、初七日ハ制外、并ニ加勢人え一盃差出シ候分ハ随分ニ候得

ハ、酒肴之取繕無之、勞を補ヲ限りとすへき者也

又、右衣食之制、六十以上之老人ハ制外之事

一 住宅新規之普請不相成候事

但、損処修理は制外也

右相守可申者也

辛未五月

法談規制

一 宗之法談従前規制アリト雖、謗陋ノ僧侶コレヲ体認セス、阿諛曲從シ、媚

ヲ翁媪ニ送り醜ヲ人間ニ流シ専ラ財利ヲ営ム、其極竟ニ演劇雜戲ヲ学フニ

至ル、法門ノ衰フル職トシ此ニ是ニ由ル、宗祖ノ立教真俗ニ諱アリ、真ハ

以テ末世得脱ヲ期シ、俗ハ以テ忠孝節烈ヲ励マシ、愚夫愚婦モコレヲ聞テ
ナヲ彝倫ヲ誤マラサルヲ得ル、是法談ノ設ケアルユヘンナリ、方今^(平出) 皇道
隆盛百度ミナ拳ルノ時、旧弊ノ革除シ、風化ノ一分ヲ裨補セスハ畜ニ国
家ニ益ナキノミナラス、罪ヲ維新ノ朝憲ニ得ルコト少ナカラス故ニ、更メ
テ規則ヲ立、宗門ノ僧侶ニ戒約スルコト左ノ如シ

一 宗門ノ教義安心ハ相承ノ明訓ニ毫モ違戾アルヘカラサル事

一 御高札御揭示ノ三条ヲ理會シ、各条ノ趣旨明了ニ弁折シ、愚夫・愚婦ヲシ
テ、人倫ノ大道ヲ領セシメ廉恥ノ風ヲ海内ニ起サシメ、モテ^(平出) 皇道ノ裨補
スヘキ事

但、三条ノ中ニ就テ勸懲ノ御旨趣ヲ分別シ、經史等ニ拠テコレヲ稽古

シ、剴切痛快ニ説論スヘシ、談苟モ詭譎ニ亘レハ人心ヲ感動スルコトア

タハス、誠精ヲモテ人心ヲ感発スルヲ要セヨ

一 邪教御禁遏ハ^(平出) 朝章明白ナリ、痛切勸戒シ愚民ノ左道ニ陥ラサルヤウ説論
スヘキ事

一 法談ハ学識ニ基クヘク、幼若ノ僧侶、学識ナキモノ妄ニ法場ニ登ルヲ許
サ、ル事

但、宗門安心教義ハ祖訓備レリ、晨昏講習スルハ勿論ナリ、旁ラ和漢ノ
經史ヲ涉獵シ、人倫ノ大義ニ通曉スル者ニアラサレハ、内宗教ニ害ア
リ、外国家ニ補ナシ、罪ヲ清議ニ得ン、勉テ猛省セヨ

一 各国所在学問徳望并セテ傑出スル者ヲ選ヒ、後進ノ僧徒ヲ督責セシメ、二
十歳已上粗内外ノ学ニ涉ルモノ、コレヲ試テ、後法場ニ登ルコトヲ許スヘ
キ事

但、試業ハ毎年春秋両回、内学五条・外学五条ヲ試、其選ニアタラサル

モノ付ケテ学進ヲ待ツ

右ノ条件一モ闕コトアレハ、宗教ヲ妨ケ風化ニ益ナシ、宗門ノ僧侶ソレ
コレヲ勉メヨ

口達

一 春秋講會之節、不參之向、触次、策進方、是迄出方達も致シ置候処、出方
無之、不勸弁之儀ニ付、此節は過銀金百疋ハ可指出事、以後は過銀并五十
日禁足申付候事

一 平法中不參之向は、此節銀五百文ツ、上納可有之候事、以後は過銀并二三
七日之禁足申付候事

但、実病之向は触次、策進方ハ互奥印、平法中ハ触次、策進方奥印申請
可指出事

右過銀を以、出方出精之向え褒譽可取計致候事

御触状写

別紙従弁官御渡ニ相成候条、藩下末々迄無遺漏、嚴重探索致シ、怪敷者は
差押、其筋え可申出候、万一行届之儀ニて当人ハ勿論、其支配方之可為
越度候事

辛未五月

福岡藩序

五月朔日弁官え月番御呼出ニて、左之御書付佐竹官掌ヲ以被相渡候事、去
四月廿五日新潟県ニ於テ、同所御雇入之英国人キンクえ手疵為負逃去候者

有之趣、同県令届出毎二被 仰出之旨も有之処、尚又右様之所業二及ひ候
段、以之外之事件二候、就ては各地方官二於て嚴密探索ヲ遂ケ、速ニ捕
轉(傳)可致旨御沙汰候事

辛未四月

但、諸官員・宮・華族・家人・陪從之者并府藩県貴屬、其外末々ニ至

別紙目錄

迄、一々遂吟味怪儀有之候ハ、早々可申出候、万一隱置、後日露頭ニ

古写本日本記

十五卷

及候ハ、主宰之可為越度候事

系図は

辛未五月

原本承和元年 藤原七郎取写

英人キンク覚

一 賊之面体ハ碇と分り不申候得共、顔色白き方と覚申候、丈ケ大カラ、年齢

日本後記

四十卷

三十位と覚申候、衣物は濃き藍色ニテ紋処有之候様覚申候

日本記私記

十卷

但、羽織ハ着シ居不申候様存候

扶桑略記

三十卷

一 空色之豎縞袴を着シ候様覚申候、但蹈物は無之候

倭姫世記

二卷

一 髮形日本風と覚申候

群書類鑑

八十卷

右之通り御布告之趣被得其意、郡中一統可被相触候事

律

十卷

年番所

令

十卷

未五月

類聚三代格

三十二卷

郡々触次中

弘仁式

四十卷

貞觀式

二十卷

御触状写

法曹類林

百三十卷

古書籍類別紙目錄之通り、全部不存者并欠本等、府藩県管内取調所藏之者

政事要略

百三十卷

有之候得は可申出事

江家次第

二十一卷

但、其地古本、珍書等有之候得は同様可申出事

朝野群載

三十卷

類聚符宣抄

十卷

新儀式

卷数不詳

日本風土記

五十卷

或 六十六卷

右之通被 仰出候間、六月廿日限り有無之儀可被申出候事

六月七日

福岡藩庁

御布告之通り当月廿日限り無延引有無可申出候事

六月十四日

年番所

触次中

辛未六月

福岡藩庁

秋講論題

一諸芸師家私塾相開候者、其地方官之許可を可請候事

安樂集

大政官

宿善分齊

庚午十二月

一質異質

渡河譬喩

一諸技芸師家私塾相開候向、生徒入塾之節身元取札、地方官添書無之者、入塾指許候儀不相成候事

御触状写

大政官

社寺掛之号祭祀懸と被相改、且寺院請持をも兼務被^{申出}仰付候条、諸願諸懸

庚午十二月

合等、統て左之通可被相認候事

神職分願

一諸技芸師家私塾之儀二付、別紙両通御達二相成候条、其旨相心得、管轄中

祭祀懸御中

姓名

之者共、地方官師家人塾之節、其為人を札、添書指出候事

寺院分願

大政官

庚午十二月

御布告之趣被得其意、郡中不洩可被相達候事

年番所

六月十九日

郡々

(裏表紙)

明治三年午七月下旬

法喜山 知藏

五

(さぎやま ともひで…人間文化研究所 客員研究員)

